

ショートステイ グランパ・グランマ 運営規程

(施設の目的)

第1条 この運営規程において、介護保険法の規定に基づき、社会福祉法人酒田福祉会（以下「事業者」という。）が設置するショートステイグランパ・グランマ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護・要支援者（以下「入居者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、入居者の心身の機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する入居者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 ショートステイ グランパ・グランマ
- (2) 施設の所在地 酒田市新橋3丁目1-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員（以下、「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は介護老人福祉施設と合算の数とする。

- (1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される短期入所生活介護の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよ

う施設内のサービス調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 1人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 13人以上(常勤換算)

(ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人)

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 1人

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を置くものとする。

(入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

(1) 入居定員 10人

(2) ユニットの数 1ユニット

2 事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(短期入所生活介護サービスの内容)

第6条 短期入所生活介護サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練とし、サービス提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 短期入所生活介護サービスは、入居者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

(2) 短期入所生活介護サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- (3) 短期入所生活介護サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (4) 短期入所生活介護サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- (5) 職員は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。
- (7) 事業者は、自らその提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第7条 通常を送迎の実施地域は、酒田市内（旧松山町、旧平田町、旧八幡町を除く）の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 短期入所生活介護サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に定める割合の額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。
- 2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、重要事項説明書記載の介護保険給付対象外サービス費用の支払いを受けることができる。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、次の事項に留意しなければならない。

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ② 面会は、9時00分から19時00分までとする。

- ③ 消灯時間は、20時00分とする。
- ④ 外出、外泊は、事前に施設長に許可を受けなければならない。
- ⑤ 飲酒は、施設長が時間と場所等を定めた範囲内で認めるが、敷地内を禁煙とする。
- ⑥ 火気の取り扱いに注意し、自炊、採暖器具の使用、就寝後の喫煙等をしてはならない。
- ⑦ 設備、備品の利用は、大切に扱うように努めること。
- ⑧ 所持品、備品等の持ち込みは、相談のうえ可能な限り認める。
- ⑨ 金銭、貴重品の管理は、原則として行わない。
- ⑩ 宗教活動は、禁止する。
- ⑪ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ⑫ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ⑬ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等の対応)

第10条 職員は、短期入所生活介護サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法に則り対応しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、施設が定める消防計画、洪水時の避難確保計画、防災マニュアル等に沿った対応を行い、夜間・昼間を想定した避難訓練を年2回以上実施するものとする。

2 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、入居者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的開催する。

- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて県及び保健所の指示を求めるなどにより、まん延の防止に万全を期する。
- (5) 職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によって入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがい等を励行する等衛生教育の徹底を図る。

(秘密の保持)

- 第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
 - 4 事業者は、入居者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身・病状等を提供できるものとする。

(苦情への対応等)

- 第14条 事業者は、短期入所生活介護サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
 - 3 事業者は、入居者又は家族からの苦情に対して県及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(地域との連携)

- 第15条 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供による事故の発生又は再発を防

止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針の策定
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的開催
- 2 事業者は、事故が発生した場合には、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
 - 4 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第17条 事業者は、サービス提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(職員の研修)

第18条 事業者は職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に短期入所生活介護サービスを提供できるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第19条 施設は、入居者に対する短期入所生活介護サービスの請求に関する記録その他サービス提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合は、速やかに県へ通報し、県が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

附則

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。